

令和7年度「えひめ山の日の集い」開催業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度「えひめ山の日の集い」開催業務

2 業務の目的

「えひめ山の日（11月11日）」の取組を普及啓発し、森林と共生する文化の創造と県民参加の森林づくりを推進するため、令和7年度は「多角的な森とのふれあい」をメインテーマとして「えひめ山の日の集い」を開催し、環境や生業からの視点だけでなく、文化や芸術など様々な視点から森とふれあうことで、森への理解を深める。

また、令和8年春に開催される第76回全国植樹祭の200日前記念イベントの共催等により、本大会の機運醸成を図るとともに、県民の森林への関心を一層高める。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和7年11月28日（金）まで

4 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

業務内容は別添開催要領に基づく令和7年度「えひめ山の日の集い」の開催に必要な次の事項とする。

(1) 記念式典及び記念行事に関する企画案の作成

① 記念式典

○えひめ山の日記念式典

- ・オープニングについては、式典への導入部分として県民の催しに対する関心を高める内容とすること。（想定時間：10分程度）
- ・各種表彰行事については、受賞者の功績を来場者等へ広く紹介できる工夫をすること。

○第76回全国植樹祭200日前記念イベント

- ・式典の開催を通じ、第76回全国植樹祭の機運醸成を図るとともに、出席者や展示品に注目が集まる工夫をすること。
- ・第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会が出展するPRブースについて、参加者増に協力するとともに、設置・撤去を補助すること。

② 記念行事

○屋内会場

- ・メインテーマ「多角的な森とのふれあい」を表現するため、環境、生業、文化、芸術など様々な視点から森とふれあい、森への理解を深める内容とする。なお、同時期に開催している「art venture ehime fes 2025」（令和7年10月18日～11月3日）との相乗効果を図ること。

※詳細はフェス HP 参照 (<https://artventureehime.com/fes2025/>)

- ・第 76 回全国植樹祭の機運醸成を図ること。

※詳細は植樹祭 HP 参照 (<https://syokujusai-ehime2026.jp>)

○屋外会場

- ・屋内会場と同様に、メインテーマをもとに、森への理解を深める内容とする。
なお、「art venture ehime fes 2025」における作品展示候補地が第 1・第 2 林間広場及び遊歩道であることから、主会場をキャンプ場 (No. 13~18 を除く) 及びイベント広場とする。

(森林学習展示館については、他イベントのため使用不可。)

- ・荒天時、雨天時の対応 (代替案) を提案すること。

(2) 出演者及び司会者に対する出演交渉及び連絡調整

(3) 会場の音響、照明、舞台装置の設営及び撤去

- ・記念式典及び記念行事 (屋内及び屋外) に関する上記内容。
- ・屋内会場における併催行事ブースの設営及び撤去を含む。

(4) 進行及び管理

(5) チラシ、ポスター等の広告物及びプログラム (当日配布用) の原稿作成及び印刷

(6) 上記の事項に要する経費の支払 (屋内会場の使用料を除く。)

(7) その他記念行事等を円滑、安全にかつ効果的に実施する上で必要な業務

6 業務計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、「業務計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「業務完了報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。

(3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務に従事している者等が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

10 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。